

杓永整形外科デイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人杓永整形外科が開設する杓永整形外科デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護保険法に基づく第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の従事者はその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 3 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 杓永整形外科デイサービスセンター
- 二 所在地 倉敷市児島柳田町630-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業その従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 3名以上

機能訓練指導員 1名以上

生活相談員、介護職員、及び機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でもサービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から同月15日まで及び12月30日から1月3日を除く。

- 二 営業時間 8時15分から17時15分までとする。

サービス提供時間 9時30分から15時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は25名とする。

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - ウ 養護（休養）
- 二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 筋力向上訓練
- 三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。

また、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
- 四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。
- 五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
- 六 相談、助言に関する事・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km未満は500円、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km以上は1,000円。

二 食費として、一日あたり700円 おやつ代50円。

三 おむつ代として、その実費。

四 その他指定通所介護等において利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であるとみとめられるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市とする。ただし、旧真備町を除く地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 二 事業所の施設・設備の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 三 その他の事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年5月及び11月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生のマニュアルを定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 二 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 三 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 四 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、提供した通所介護事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 二 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 二 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- 三 虐待の防止のための指針を整備する。
- 四 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 五 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 六 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討。
- 七 その他虐待防止のために必要な措置。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 二 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第17条 感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 三 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 四 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第18条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第19条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 二 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第20条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

二 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

三 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

四 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておくものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

二 採用時研修 採用後3ヶ月以内

三 継続研修 年1回

四 事業所は、通所介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人杓永整形外科と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、

平成22年11月30日改定、12月1日施行。	平成23年5月31日改定、6月1日施行。
平成23年7月31日改定、8月1日施行。	平成24年3月26日改定、4月1日施行。
平成25年6月17日改定、6月18日施行。	平成26年1月31日改定、2月1日施行。
平成26年9月30日改定、10月1日施行。	平成28年2月12日改定、3月1日施行。
平成28年3月11日改定、4月1日施行。	平成28年11月14日改定、12月1日施行。
平成29年3月28日改定、4月1日施行。	令和3年3月31日改定、4月1日施行。
令和5年3月31日改定、4月1日施行。	令和6年3月28日改定、3月29日施行。